

広島県告示第七百十九号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定によって指定した次の海岸保全区域を廃止する。

令和八年六月十五日

広島県知事 横 田 美 香

一 平成三十一年広島県告示第四百十四号で指定した海岸保全区域のうち、次の海岸保全区域

海岸名

広島港海岸

二 地区海岸名

観音地区海岸

三 地先海岸名

観音地先海岸